

大阪市対策連絡会議との協議等議事録（要旨）

政策企画室 広聴担当

1 日 時 令和7年9月5日（金）15時15分～17時15分

2 場 所 市役所地下1階 第1共通会議室

3 団 体 名 大阪市対策連絡会議

4 協議等の趣旨 2026年度 大阪市予算に対する要望についての協議

5 出 席 者

（団体側）

6人

（本 市）

副首都推進局 2名 危機管理室 1名 万博推進局 2名 IR推進局 3名 健康局 2名
大阪港湾局 4名

6 議 事

（1）府市一体条例・規約の廃止を求める件について（項目番号1.（1））

団体要望概要

- ・副首都推進局の役割に大阪都構想を進めることは入っているのか。
- ・副首都ビジョンにおいて、副首都推進のための法整備が掲げられているが、具体的にどういう法整備をイメージしているのか。
- ・副首都ビジョンの改定版概要における副首都の姿の再定義の「行政・政治」に記載されている府市一体化の強化と府域の基礎自治強化という言葉は、府市一体条例に基づく行政をさらに進めることにもなるし、大阪都構想の意味にも文言の解釈としてはなりえる。明確な定義はあるのか。
- ・大阪都構想、副首都、関西州という機構の違う3つのものを知事が同時並行的に進めようとしている。明確なイメージを教えていただけたらありがたいが。答えるのは難しいか。（意見のみ）
- ・過去の二重行政に戻すことなく府市連携を強固にしていくことが必要となるが、二重行政がどこにあって、経済的、組織的なデメリットがどう改善されたのか、事例でも構わないので端的にお答えいただきたい。

本市説明概要

- ・大阪都構想については、副首都推進局の所掌事務ではない。
- ・副首都ビジョンの具体的な法整備については、担当ではないため即答できかねる。
- ・明確な定義はすぐには出てこないが、大阪都構想のことではないことは確かである。
- ・具体的な例としては、府と市に信用保証協会があり、類似で重複しているところもあるため、

そこを統合した。大阪市のホームページに改革評価というもので、二重行政の解消などに向けて取り組んできた経営形態の変更などの事例を掲載しているのでご覧いただきたい。

(2) 人の不幸で儲けるカジノを大阪に誘致する計画を中止・撤回してください。(項目番号2. (3))

団体要望概要

- ・納付金等の収入を活用して、(仮称) 大阪依存症対策センターを開設する計画であるが、カジノがない現在でも依存症は喫緊の社会的課題であると考える。IR推進局としては、カジノ開業後で、納付金等の収入を活用できないと、(仮称) 大阪依存症対策センターの開設を認めないのか。
- ・世界最高水準の成長型IRの「成長型」は何を意味するのか。
- ・マカオでは複数のカジノ施設が存在しているが、大阪IRが成長型ということは、新しい別のカジノ施設をIR区域内に建設する可能性があるのか。
- ・カジノ設備の更新費用も発生することから、それも含めてカジノ事業の収益等を活用するという意味の成長型ということか。
- ・IR事業は民設民営で運営し、大阪府・大阪市がモニタリングしていくということか。

本市説明概要

- ・「(仮称)大阪依存症対策センター」については、大阪府健康医療部・大阪市健康局が、昨年度、センターが担う4つの機能のうち「相談から回復までのワンストップ支援」と「普及啓発・情報発信」の機能について、検討会議での議論を踏まえ、とりまとめを行った。今後は、センター開業に向け、残された「調査分析」と「人材養成」の機能について、必要な検討を重ねていると聞いている。なお、「人材養成」については、相談や支援等を担う医師や心理士などの依存症分野の専門職が少ないなか、センター開設までに計画的な配置や養成を行う必要があることから、大学や専門機関の助言等をいただき、IR開業までに開設できるよう着実に準備を進めていくと聞いており、当局としては、大阪府・大阪市においてIR開業までにセンターを開設できるよう準備を進めているものと認識。
- ・成長型とは、IR事業者が、開業後も、初期投資だけでなく、カジノ事業の収益等の活用により、長期的・継続的にIR事業内容の向上とIR区域の魅力向上に取り組むことで、常に時代の最先端となる施設・機能とサービスで変化を遂げることを意味している。
- ・日本のIRにおいては、カジノ施設の数は各IRにおいて1施設のみとなっている。さらに、ゲーミング区域の床面積の合計はIR施設の建築物の床面積の合計の3%以内となっている。
- ・大阪IRは、開業後も、日本を代表するIR施設として、日本らしさを意識しながら、非カジノ施設やコンテンツの更新、追加など、カジノ収益を活用した再投資により、継続的に施設の魅力向上を図りながら、成長型IRとして持続的な発展をめざす。ホームページ掲載の大蔵IR長期構想などでも、カジノ事業の収益等の活用方針・内容を確認できる。また、大阪IRは、35年間の長期間にわたる事業であり、安定的かつ継続的な事業運営を確保するため、モニタリングの実施にあたっては、「モニタリング基本計画」を策定し、モニタリングの区分・項目毎に、事業を確認・評価していくこととしており、財務モニタリングにおいては、事業者の財務状況、初期投資の実行状況、カジノ事業の収益の活用状況等について、確認していくこととしている。
- ・大阪IRは、35年間の長期間にわたる事業であり、安定的かつ継続的な事業運営を確保するた

め、事業者によるセルフモニタリング、府市によるモニタリング、事業の評価・助言等を行うIR事業評価委員会の設置などにより、モニタリングスキームを構築し、本事業が適切かつ確実に遂行される体制を確保している。

(3) 国土交通省が「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」を認定した際に付した条件の「地域との双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること」を踏まえ、説明会は広く府民が参加・視聴できるよう動画配信で公開してください。また動画配信公開を拒否する場合は、その理由を説明してください。(項目番号2. (4))

団体要望概要

・IR推進局から説明したい内容は動画で配信しているが、説明会の質疑に関する動画は配信していない。より広く知ってもらおうと思えば動画配信をするべきであり、国の認定条件にある市民との双方向の対話にも反している。なお、IR推進局からの配信動画は夢のあるIRをイメージするPR動画になっており、ギャンブル等依存症の怖さは感じられない。また、IRに関心はあるが、昼間開催の説明会のため参加できない市民に対して、動画配信は必要であり、説明会のやり取りの様子を動画で視聴することは、市民にとって参考になるはずである。以前から要望しているが、なぜ動画配信ができないのか。

本市説明概要

・説明会については、職員からの説明の内容や質疑応答に加え、当日、アンケート用紙に記入していただいた追加質問への回答を含め、IR推進局のホームページで公表している。また、区域整備計画の概要については、当日参加できなかった方にも説明会での説明と同じ内容の説明動画を閲覧できるよう、常時当局のホームページに掲載していることなどから、説明会をライブ配信することは考えていない。なお、説明会は府内各地で開催するとともに夜間にも実施するなど、場所や時間帯等も工夫しながら開催している。加えて、開催にあたっては、報道機関への発表やホームページへの掲載のほか、府政だより、大阪府市のFacebook・Twitterへの投稿、府市関係施設等でのチラシの配架など、様々な広報媒体を活用し、周知に努めている。

(4) 大阪・関西万博開催およびIR・カジノ誘致について(項目番号2. (5))

団体要望概要

・依存症対策支援事業の令和7年度予算について、回答書に記載された額に人件費は含まれているのか。また、令和6年度予算からの増減を確認したい。
・依存症相談を担当している職員数及び相談件数の実績を確認したい。
・相談件数も増加しており、令和8年度予算については、人件費も含めたさらなる増額を要望する。
(意見のみ)

本市説明概要

・回答書に記載の額については物件費のみの額であり、会計年度任用職員人件費は含まれているが、本務職員人件費は含まれていない。令和7年度の当初予算額については、令和6年度と比較して約9百万円の増となっている。
・主に依存症相談に対応する相談員は、本務2名、会計年度任用職員2名であるが、他の相談員も

対応する場合がある。令和6年度におけるギャンブル等依存症の延べ相談件数については、令和5年度と比較して約2倍となっている。

(5) 夢洲第2期用地における土地課題対策費用について（項目番号2. (6)）

団体要望概要

- ・「夢洲まちづくり構想」の第2期用地について、市は土地課題対策を行うのか。
- ・市が負担しない理由（IR用地との違い）は何か。
- ・現在の方針に変更になったのか、その経緯を伺いたい。過去に2期計画も土地課題対策として788億円を見込んでいると聞いている。

本市説明概要

- ・第2期用地については、埋立地の一般的な処分と同様の対応を行う方針であり、液状化対策等について負担しない。
- ・IR事業は法令により施設や規模に制約があるが、第2期開発は、まちづくりのマスタープランに沿っていれば、施設を事業者が決められることなど、自由度が高い。また、土地の処分方法や公募スキームも異なる。
- ・大阪港埋立事業の長期収支計画上、将来リスクも踏まえて、第2期開発の土地課題対策として398億円見込んでいるが、実施の方針として決定していたものではない。夢洲第2期マスタープランが策定され、今後の事業者募集に向けて方針を決定した。

(6) IR用地賃貸契約の撤回について（項目番号2. (7)）

団体要望概要

- ・マスコミの報道や情報提供等されたものによると、不動産評価審議会の審議を経て鑑定額が、IR用地においては12万円/1m²、関西電力変電所の用地については33万円/1m²となっている。これは同じ地続きの土地であるのに約3倍の開きがあるが、どちらの価格も認定されていることはおかしいのではないか。

本市説明概要

- ・関西電力変電所の用地について、不動産評価審議会の審議を経ていることは公開されているが、鑑定額については現在交渉中の事案であることから回答を差し控えさせていただく。